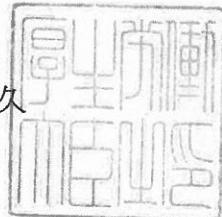


大

厚生労働省発食安0312第21号
平成25年3月12日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、別添の7品目の農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること。



別添

	品目名	英名	主な用途
1	アニロホス	ANILOFOS	農薬：除草剤
2	ジクロフェンチオン	DICHLOFENTHION	農薬：線虫駆除剤
3	バミドチオン	VAMIDOTHION	農薬：殺虫剤・ダニ駆除剤
4	ピリダフェンチオン	PYRIDAFENTHION	農薬：殺虫剤・ダニ駆除剤
5	ミルネブ	MILNEB	農薬：殺菌剤
6	メタゾール	METHAZOLE	農薬：除草剤
7	アクロミド	AKLOMIDE	動物用医薬品：寄生虫駆除剤